

姫路駅周辺における路上等駐輪場整備・管理運営事業 募集要項

姫路駅周辺における路上等駐輪場整備・管理運営事業者を募集します。

1 事業概要

姫路駅周辺の道路又は市有地（以下「道路等」という。）を占用又は使用（以下「占用等」という。）することにより、道路等に駐輪場の整備及び管理運営事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）は、道路等の一部において自転車を駐車させるために必要な物件の占用等の許可を受け、道路等に自転車を駐車させるための施設（以下「路上等駐輪場」という。）の整備及び管理運営事業を実施します。放置自転車対策等のため、公共の場所である道路等を活用するものであり、特に公共性の高い事業です。別紙一要 1－1 から要 1－6 に示す本市の姫路駅周辺における放置自転車等対策事業の内容を踏まえ、事業の公共性への十分な配慮をもって事業を実施してください。

2 設置目的

買物目的等の短時間駐輪を主とする姫路駅周辺の駐輪需要に対し、駐輪の利便性を向上させることにより自転車の放置を解消することを主目的とします。

3 路上等駐輪場の設置場所

別紙一要 2－1 及び別紙一要 2－2 のとおりとします。

すべての場所において路上等駐輪場整備・管理運営事業を実施していただきますが、道路工事や隣地の用途変更などにより路上等駐輪場の運用継続が困難であると市が判断した場合は、設置場所が変更・減少となる場合があります。

4 占用等

路上等駐輪場整備・管理運営事業の実施に当たっては、道路管理者から道路等の占用等の許可を受ける必要があります。許可の条件等については道路法（昭和 27 年法律第 180 号）、姫路市道路占用料徴収条例（昭和 28 年姫路市条例第 33 号）、行政財産の許可使用に関する使用料条例（昭和 39 年姫路市条例第 10 号）等によることとし、占用等に関する条件等を遵守してください。詳細は、姫路駅周辺における路上等駐輪場整備・管理運営事業仕様書（以下「仕様書」という。）のとおりとします。また、所管の警察署において道路使用許可を受けてください。

(1) 占用等物件

自転車を駐車させるための車止め装置（以下「駐輪ラック」という。）、柵、照明器具、案内板、精算機、その他路上等駐輪場を整備するために必要な配線、植栽、舗装等の駐輪場基盤など（以下「駐輪施設」という。）。

(2) 占用等の場所

別紙一要 2－1 及び別紙一要 2－2 のとおりとします。

(3) 占用料等

道路占用許可に基づく占用料及び市有地（行政財産）の使用許可に基づく使用料（以下「占用料等」という。）として、占用等面積1㎡あたり1年につき1,450円（令和8年度時点のものであり、事業期間中に変更される場合があります。占用等面積については、別紙一要1－5のとおりです。）を本市に納付してください。納付時期は、毎年度、道路占用料については当該年度の5月31日まで、行政財産使用料の前期分については当該年度の4月30日まで、後期分については10月31日までとなります。占用料等は期日までに納入してください。

(4) 権利の譲渡等の禁止

道路等を占用等する権利を他人に譲渡し、又は担保その他私権の目的に供することはできません。

5 駐輪ラック設置台数

駐輪ラック設置台数は、330台以上としてください。

（令和8年8月末時点の駐輪ラック設置台数は371台です。）

6 駐輪施設の整備

現在路上等駐輪場整備・管理運営事業を行っている事業者（以下「前事業者」という。）と調整のうえ設置工事等を行い、速やかに駐輪施設を整備してください。

7 事業期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで（10年間）

8 事業者が行う事業（業務）の範囲

- (1) 駐輪施設の整備
- (2) 駐輪施設の維持管理全般
- (3) 路上等駐輪場の管理運営全般
- (4) 前3号に掲げるもののほか、路上等駐輪場の管理運営等に関し市長が必要と認めること。

※詳細は仕様書のとおりとします。

9 事業の再委託等の禁止

事業者は、事業に係る業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は、請け負わせることはできません。ただし、書面により事前に本市と協議し、承諾を得た場合はこの限りではありません。

10 事業収入

利用者からの利用料金による収入は、事業者の収入とします。ただし、利用料金収入

の一部を納付金として市に納付する提案も可能です。

1 1 費用負担

事業者は、駐輪施設の整備及び維持管理、路上等駐輪場の管理運営にかかる費用、公租公課等事業を実施するに当たり必要な一切の費用及び事業終了時等の原状回復に係る費用を負担するものとします。

1 2 申請資格

(1) 資格

次の各号を満たす必要があります。

- ① 団体(共同事業体等のグループを含む。)であること(法人格の有無は問わないが、個人は不可とする。)
- ② 令和3年度から令和7年度までの期間において、2年以上継続して駐輪ラックを備える有料駐輪場の整備及び管理運営の実績(全駐輪場の駐輪ラックの合計が100台以上)を有していること。

(2) 欠格事由(団体又はその代表者)

団体又はその代表者が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請することができません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 本市において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ④ 本市において地方自治法第244条の2第3項の規定による指定を取り消されたことがあり、その取消しの日から2年を経過しない者
- ⑤ 地方自治法施行令第167条の4(一般競争入札の参加資格)の規定に抵触することとなる者
- ⑥ 姫路市登録業者指名停止等措置要綱(昭和62年6月25日制定)の規定に基づく指名停止を受けている者
- ⑦ 法人にあつては当該法人の、法人以外の場合にあつては代表者の市税及び国税を滞納している者
- ⑧ 会社更生法、民事再生法に基づく更生又は再生手続を開始している者

(3) 欠格事由(その他)

- ① 団体の代表者等(法人にあつては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。)が次の各号のいずれかに該当する場合は、申請することができません。

ア 暴力団員である者又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者である場合

イ 暴力団員を使用した場合

ウ 暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えた場合

エ 暴力団員と密接な交際等を有している場合

- ② 申請しようとする団体（グループ申請の場合はその構成団体を含む。）の間に次の各号のいずれかに該当する関係がある場合は、申請することができません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する２団体の場合をいう。

a 親会社（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第２条第３号の規定による子会社をいう。以下同じ。）の関係にある場合

b 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

一方の団体の役員が、他方の団体の役員を現に兼ねている場合

- (4) 複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）の場合の条件

複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）申請の場合は、上記の(1)～(3)の条件に併せて、次の事項について留意してください。

① 複数の法人等がグループ（共同事業体を含む）を構成して申請する場合は、代表となる法人等を定めるとともに構成団体は連帯して責任を負うこと。

② 複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）の構成団体は、単独での申請はできない。また同時に複数のグループ（共同事業体を含む）の構成団体となることはできない。

③ 代表となる法人等及びグループ（共同事業体を含む）を構成する法人等の変更は原則として認めない。

④ 複数の法人等で構成されるグループ（共同事業体を含む）を構成する各構成団体のいずれかが上記(2)又は(3)に該当する場合は申請することができない。

1.3 リスク分担

市と事業者間のリスク分担については、別紙一仕３のとおりとします。ただし、別紙一仕３で定める事項で疑義がある場合又は別紙一仕３に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、市及び事業者が協議の上、リスク分担を決定します。

1.4 申請書類

申請に必要な書類（以下「申請書類」という。）は、次のとおりとします。

申 請 書 類		様 式	申 請 形 態		部 数
			単 独	グ ル ー プ	
1	姫路駅周辺における路上等駐輪場整備・管理 運営事業 事業者選定申込書	第 1 号	○	—	原本
		第 1 号-2	—	○	原本

2	誓約書	第 2 号	○	◎	原本
3	暴力団員等の排除に係る調査承諾書	第 3 号	○	◎	原本
4	共同事業体協定書	第 4 号	—	○	原本+10 部
5	委任状	第 5 号	—	○	原本
6	納付金の提案	第 6 号	○	○	原本+10 部
7	事業計画書	第 7 号	○	○	原本+10 部
8	収支試算表	第 8 号	○	○	原本+10 部
9	申請団体の定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類及びパンフレット等団体の概要がわかる資料	—	○	◎	原本+10 部
10	【法人の場合】当該法人の登記事項証明書 ※申請書類提出日前 3 箇月以内に発行された現在事項全部証明書。	—	○	◎	原本+10 部
	【法人以外の場合】代表者の身分証明書（本籍地の長が発行するもの）				
11	【法人の場合】当該法人の国税の納税証明書（税務署様式その 3 の 3） ※公告日（令和 8 年 9 月 14 日）以降に発行したもの	—	○	◎	原本+10 部
	【法人以外の場合】代表者の国税納税証明書（税務署様式その 3 の 2） ※公告日（令和 8 年 9 月 14 日）以降に発行したもの				
12	【法人の場合】当該法人の直近 2 事業年度の法人税申告書の写し ・別表一関係（各事業年度の所得に係る申告書） ・別表二関係（同族会社等の判定に関する明細書） ・別表四関係（所得の金額の計算に関する明細書） ※2年に満たない場合は設立時以降のものとする。	—	○	◎	原本+10 部
	【法人以外の場合】 代表者の直近 2 事業年度の税務申告書の写し ・確定申告書 ・収支内訳書（白色申告の場合）又は所得税青色申告決算書（青色申告の場合） ※2年に満たない場合は設立時以降のものとする。				
13	申請団体の経営状況に関する書類（申請団体の直近 2 事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに類する書類）	—	○	◎	原本+10 部

	※2年に満たない場合は設立時以降のものとする。				
14	代表者の印鑑証明書 ※申請書類の提出日前3箇月以内に発行されたもの。	—	○	◎	原本

※ 部数欄の“原本+10部”については、原本とコピー10部を提出してください。

※ 共同事業体等のグループ申請の場合は、“◎”の申請書類については、構成するそれぞれの団体について提出してください。

1 5 事業提案

(1) 提案項目

以下の項目について、様式第7号を使用し、提案してください。ただし、1申請者につき1提案とします。

① 類似する施設等における運営実績

路上等駐輪場の管理運営実績や駐輪場の整備・管理運営実績等、本事業と類似した事業実績を具体的に記載してください。

② 事業目的と団体の理念、姿勢

路上等駐輪場整備・管理運営事業に関し、少なくとも以下の内容について具体的に記載してください。

- ・事業運営に関する基本方針
- ・路上等駐輪場の公共性への配慮
- ・放置自転車対策への取り組み

③ 駐輪ラックについて

駐輪ラックに関し、少なくとも以下の内容について具体的に記載してください。必要に応じ、写真等の資料を添付してください。

- ・駐輪ラックの特徴、仕様、意匠形態、安全への配慮

④ 駐輪施設（駐輪ラックを除く）について

駐輪ラック以外の駐輪施設に関し、少なくとも以下の内容について具体的に記載してください。必要に応じ、写真等の資料を添付してください。

- ・満空情報の表示方法
- ・精算機の特徴、仕様、意匠形態（キャッシュレス決済に関するものを除く）
- ・節電対策について

⑤ 駐輪施設の配置について

駐輪施設の配置計画を示してください。駐輪ラック及び精算機の台数は必ず記載し、配置計画図を添付してください。また、10台以上の三輪自転車や子乗せ自転車、タイヤ幅の広い自転車等、多様な自転車（以下「特殊自転車」という）の駐輪を想定した区域を設け、配置計画図に位置や台数を明記してください。また、前事業者の設置した駐輪ラックを継続使用する場合は、その箇所及び設置数を明確に示してください。

⑥ 料金設定について

提案する料金体系及びその料金体系とする理由を記載してください。なお、すべての場所において、無料時間を設定してください。

⑦ 駐輪機器の維持管理について

駐輪施設等の駐輪機器の維持管理に関し、少なくとも以下の内容について具体的に記載してください。

- ・ 日常の維持管理方法
- ・ 保守点検の内容及び実施手順
- ・ 駐輪施設の故障等トラブルへの対応方法と対処に要する時間
- ・ 駐輪施設（主に駐輪ラック）の修繕・更新の考え方
- ・ 駐輪施設の不具合、故障等の把握方法（遠隔管理等）

⑧ 駐輪場の管理体制について

路上等駐輪場の管理体制に関し、少なくとも以下の内容について具体的に記載してください。

- ・ 本事業における管理運営体制、責任体制
- ・ 障害者や高齢者雇用への配慮
- ・ コールセンター等の有無及び対応時間、対応可能内容
- ・ 巡回等の実施計画
- ・ 駐輪施設の防犯機能

⑨ 利用者サービスについて

路上等駐輪場の利用者サービスに関し、少なくとも以下の内容について具体的に記載してください。

- ・ 特殊自転車へ対応するための駐輪ラックの工夫
- ・ 「15 事業提案 (1)提案項目 ⑤駐輪施設の配置について」において、特殊自転車の収容区域選定の根拠及び収容台数算定の根拠
- ・ 路上等駐輪場の周知方法（場所、料金、満空情報等を周知するためにホームページを活用する等）
- ・ 電子マネー、二次元コード等のキャッシュレス決済の導入による利便性の高い利用料金の支払い方法

その他、利用者アンケートを実施する等の利用者サービスの向上や改善につながる取り組みがあれば提案してください。

(3) その他

- ① 提出期限後において、提出された内容を変更することはできません。
- ② 本市が必要と認める場合、追加書類の提出を求める場合があります。
- ③ 本市が必要と認める場合、申請書類等の提出後に申請者に対してヒアリングを実施することがあります。
- ④ 本市が承認した提案事項については必ず実施してください。

1 6 納付金の提案

本事業における利用料金収入の一部を本市に納めていただく「納付金」の提案は任意とします。様式については、様式第6号を使用してください。

提案いただく納付金の形態等は以下のとおりです。

- (1) 納付金は、定額の「固定納付金」又は利用料金収入額（収益ではありません）に納付率を掛けて算定する「変動納付金」により提案ください。
- (2) 固定納付金については、年額（円）をご提案ください。納付金年額（初年度納付金見込額）が評価の対象となります。
- (3) 変動納付金については、納付率（％）をご提案ください。納付率から算定いただく初年度納付金見込額が評価の対象となります。
- (4) 固定納付金と変動納付金の両方をご提案いただく場合、納付金額合計は「固定納付金額 ＋ （利用料金収入額 － 固定納付金） × 納付率」となります。固定納付金年額（円）と、納付率（％）をご提案ください。固定納付金年額及び納付率から算定いただく初年度納付金見込額が評価の対象となります。
- (5) 提案された納付金は、収益の有無に関わらず、事業期間中毎年度市へ納付していただきます。実際の納付方法については協定で定めます。

1 7 申請手続

- (1) 提出先

姫路市建設局道路管理部道路総務課 放置自転車対策担当（市役所本庁6階）

- (2) 提出期間及び提出時間

令和8年10月16日(金)から令和8年10月30日(金)まで（閉庁日を除く。）
午前9時から午後5時まで

※ 申請書類は、持参してください。

※ 申請書の提出方法、提出先、提出期限などが守られなかった場合は、受け付けることができません。

1 8 募集要項等の配布

令和8年9月14日(月)以降、道路総務課ホームページからダウンロードしてください。

(<https://www.city.himeji.lg.jp/sangyo/0000033737.html>)

1 9 現地説明会

現地説明会は開催しません。

2 0 質問書

当募集要項及び仕様書の内容に関する質問は、質問書（様式第9号）に記入の上、道路総務課まで電子メールにて提出してください。これ以外の方法による質問は受け付け

ませんのでご了承ください。

質問の受付は、令和8年9月28日（月）午後5時まで（必着）とします。

質問への回答は、ホームページにて公表します。（令和8年10月9日（金）公表予定）

個別の回答は行いません。なお、質問に対する回答は本要項又は仕様書の追加又は修正事項とみなします。

2 1 申請に要する経費

申請に要する経費は、すべて申請者の負担とします。

2 2 無効又は失格

次に掲げる事項に該当する場合は、無効又は失格とする場合があります。

- (1) 申請書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (2) 申請書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (3) 申請書類に虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 選定審査の公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) 申請団体、申請団体の代理人、又はそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合又は事業者選定の採否についての働きかけを行うなどの目的のために姫路市自転車等駐車場等整備・管理事業者選定委員会の委員と接触を持った場合
- (6) その他不正行為があったと認められる場合

2 3 選定

事業者選定のための審査は、「姫路市自転車等駐車場等整備・管理事業者選定委員会」（外部委員4名、内部委員1名）で行います。

審査にあたり、提出された申請書類等について各団体の代表者又は代理者等4名以内により説明してください（プレゼンテーション及び質疑）。説明等の時間は、1団体あたり30分程度（説明20分、質疑応答10分）とします。日時については別途連絡します。

なお、事前に提出された申請書類等をもとにご説明いただくため、追加資料の提出は原則として認めません。

審査基準に基づき採点を行い、最高得点を得た団体を第1順位者とします。ただし、第1順位者と協定の締結に至らなかった場合は、第2順位者を繰り上げし、以下順次同様の取り扱いとし、順位者がいなくなった場合は打ち切ります。最高得点を得た団体が複数ある場合は、くじ引きにて第1順位者を決定します。

2 4 審査の基準

別紙一要3のとおりとします。

2 5 審査結果の通知

選定の結果は、結果のいかんにかかわらず文書で通知します。

2 6 選定結果の公表

選定手続の透明性を確保するため、選定結果を公表します。ただし、第1順位者となった団体以外の申請団体名は公表しません。

2 7 協定の締結

事業の実施に当たっては、本市と協定を締結していただきます。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には事業者との協定を解除し、事業を終了することがあります。この場合、事業者の損害に対して本市は賠償しませんが、協定解除に伴う本市の損害については、事業者に損害賠償を請求することがあります。

- (1) 事業者の責に帰すべき事由により事業が困難となった場合又は事業の継続に支障があると認められる場合
- (2) 占用等の許可又は道路使用許可が取り消された場合
- (3) 事業開始後、事業者が、本市が承認した提案内容を実施しなかった場合又は相当期間内に実施する見込みがないと判断した場合
- (4) 本市が事業の実施状況等について報告を求め、実地調査し、又は必要な指示をした場合において、事業者がその指示に従わなかった場合
- (5) その他市長が事業者に事業を継続させることが適当でないと認めるとき

2 8 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、理由のいかんにかかわらずお返しできません。
- (2) 提出された書類は事業者の選定以外の用途には使用しません。
- (3) 提出された書類は必要に応じ複写します（使用の目的は庁内及び選定委員会での検討に限ります。）。
- (4) 提出された申請書類等及び事業期間中の管理運営に係る事業計画書、各種報告書類は、必要に応じて公表することがあります。ただし、公表に当たっては、個人情報や申請団体の技術情報、信用情報等に配慮する必要があるため、姫路市情報公開条例の規定に照らし内容の判断をします。
- (5) 申請書類等の著作権は申請者に帰属します。ただし、優先交渉順位者の公表など本市が必要と認める場合には、申請書類の内容を無償で使用するができるものとします。また、申請書類の内容及び選定結果を公表する場合があります、申請者はこれに対して異議を申し立てることができません。

2 9 問合せ先

姫路市建設局道路管理部道路総務課 放置自転車対策担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本庁舎6階

TEL : 079-221-2608

E-mail : dorosomu@city.himeji.lg.jp

【募集から事業開始までの流れ（予定）】

